き者なり。 留難し遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。須らく符文に至るべ 経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、

計開 赴京の

耳目官一員 毛見竜 人伴一十四名

正議大夫一員 梁邦翰 人伴一十四名

都通事一員 鄭弘良 人伴八名

在船使者四員 在船都通事二員 伊① **良顕** 陳初源 馮士俊 孫自昌 毛綺文 人伴九名 趙建大勲 人伴一

十七名

存留通事 - 員 鄭職良 人伴七名

在船通事一員 梁邦基 人伴四名

管船火長・直庫四名 魏士哲 毛思恭 王可喜 丙超才

右の符文は都通事鄭弘良等に付し、 此れに准ぜしむ

康熙十九年 (一六八〇) 九月三十日給す

符文

注*この進貢については『清実録』康熙二十年十一月癸亥の条、十二 ○一頁)には中国滞在中の詳細な記事があるほか、この時の進貢 月壬辰の条に記事がある。なお、毛見竜の家譜(『家譜(三)』八 二隻は翌年の順風を得られず、二十一年五月に帰国した、とあ

- る(注(1)伊良顕の譜も同じ。)〔一○-○七〕参照!
- $\widehat{1}$ 伊良顕 三三夏。 (惣慶家)五世。この時の職名を小唐船才府と記す(『家譜(三))』 石原親雲上忠祐。一六二二—一七〇九年。首里伊氏
- 2 趙世勲 伊良顕の譜)。 与儀親雲上宗尊。この時の職名を官舎と記す(注(1)
- 3 いる)。 者について見る限り、進貢船で渡航した者は赴京した使節と 存留通事 『歴代宝案』第一集では康熙十九年以降の符文・ 共に接回船で、接回船で渡航した者は次の進貢船で帰国して 執照に記載がみられる。進貢と接回のたびに久米村系の人一 人が選ばれ、福建に渡ってここに滞在した(『家譜』の存する

辺在駅通事・留辺通事は存留通事に同じと考えられる。 なお、順治年間および康熙初年にみられる存留在駅通事・ 保証の必要からであろう。人伴の数は四人ないし七人である。 いても存留通事はその船の執照をあずかった。滞在中の身元 進貢船 (存留通事は頭号船に乗船) においても接回船にお 留

1-27-11 世子尚貞の、進貢と冊封使迎接のため耳目官毛文祥等を遣わ

す符文(一六八二、一〇、一二)

熙二十一年(一六八二)は循期に該応る。擬するに合に進貢すべ聖旨の両年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康

蔡国器・鄭永安・王可法等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来しし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の官の毛文祥・

進貢せしむ。

恭しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

表しく接封せしむ。

者なり。

本なり。

なるを恐る。

などして合に符文を給発して以て通行

はして便ならざるを恐る。

などして合に符文を給発して以て通行

を発して使ならざるを恐る。

などして合に符文を給発して以て通行

を対して使ならざるを恐る。

なびに文憑無くば誠に所在の官軍の盤

計開 赴京の

耳目官一員 毛文祥 人伴一十三名

正議大夫一員 蔡国器 人伴一十三名

接封の正議大夫一員

鄭永安 人伴二十四名

都通事一員 王可法 人伴五名

在船使者四員 孝長安 蔡寿 隆存仁 談作揖 人以在船都通事二員 阮起竜 梁珍材 人伴九名

存留通事一員 蔡鐸 人伴五名

在船通事一員 林茂豊 人伴四名

右の符文は都通事王可法に付し、此れに准ぜしむ管船火長・直庫四名 林正茂 毛金徳 馬施顧 衛法魯

康煕二十一年(一六八二)十月十二日給す

がある。 注*この進貢については『清実録』康熙二十二年十月丁巳の条に記事

(渡久地家)六世。この時の職名を大船官舎と記す(『家譜(四)』(1) 蔡寿 渡久地親雲上政包。一六四○──七○八年。那覇蔡氏

二七一頁)。

1-27-12

- 2 国王尚貞の、謝恩のため法司王舅毛国珍等を遣わす符文

(二六八三、一一、二)

琉球国中山王尚(貞)、謝恩等の事の為にす。

王明佐を遣わし、表本を齎捧して官伴・水梢を率領し、海船一隻今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・都通事等の官の毛国珍・